

## 令和5年度交通安全啓発CM事業委託仕様書

### 1 事業目的

第11次福島県交通安全計画(令和3年10月決定、5ヵ年計画)に定める目標達成のため、同計画の施策(道路交通の安全についての対策)の一環として、テレビCM等による県民の交通安全意識の向上を図ることを目的とする。

### 2 委託業務の内容

自動車、自転車利用者や歩行者に対する交通ルール及び事故防止策の周知徹底を図るテレビCM等に関する下記プロデュース業務を行う。

#### (1) テレビCMの作成・放映

- ・ 県内の自動車、自転車利用者や歩行者等をターゲットにしたインパクトのあるCMとする。
- ・ CMの長さは15秒とする。
- ・ CMには、BGM・音響効果を入れる。
- ・ 福島県警察本部が推進する「交通安全ふくしま5つ星フクレンジャー」のキャラクターを用いて作成すること。(別紙コンセプト参照)

(CMのテーマ)

- ① 横断歩行者の保護(横断歩道一時停止等)について
- ② 自転車のヘルメット着用、自転車保険加入について
- ③ 飲酒運転防止について

#### (2) (1)の放映枠の調整・確保

- ・ 令和6年3月31日までの県内におけるテレビ放映計画(局、時間帯、回数)を作成する。

#### (3) (1)を活用したインターネット広報

#### (4) 音声のみの広報媒体(MP3形式)の作成

#### (5) ポスターの作成(データの提供及び印刷)

#### (6) その他、(1)から(5)に掲げる業務に附帯する業務で、発注者が必要に応じ指示する業務

### 3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

- (1) 映像はアニメーション又は実写(芸能人)のいずれも可とする。なお、芸能人起用の場合は契約期間後の映像等の継続使用が可能であること。(パブリシティの問題をクリアしていること。)
- (2) テレビCMは3パターン(①横断歩行者の保護②自転車のヘルメット着用、自転

車保険の加入③飲酒運転防止)とする。

- (3) 音声(MP3形式)のみの成果品を提出すること。
- (4) ポスターは3種類(①横断歩行者の保護②自転車のヘルメット着用、自転車保険の加入③飲酒運転防止)を作成すること。
- (5) 受託者は、CMの作成に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況について委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- (6) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上業務内容を変更することができる。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の変更を行わない。
- (7) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

#### 4 著作権の譲渡

- (1) 受託者は、成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、成果品(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。